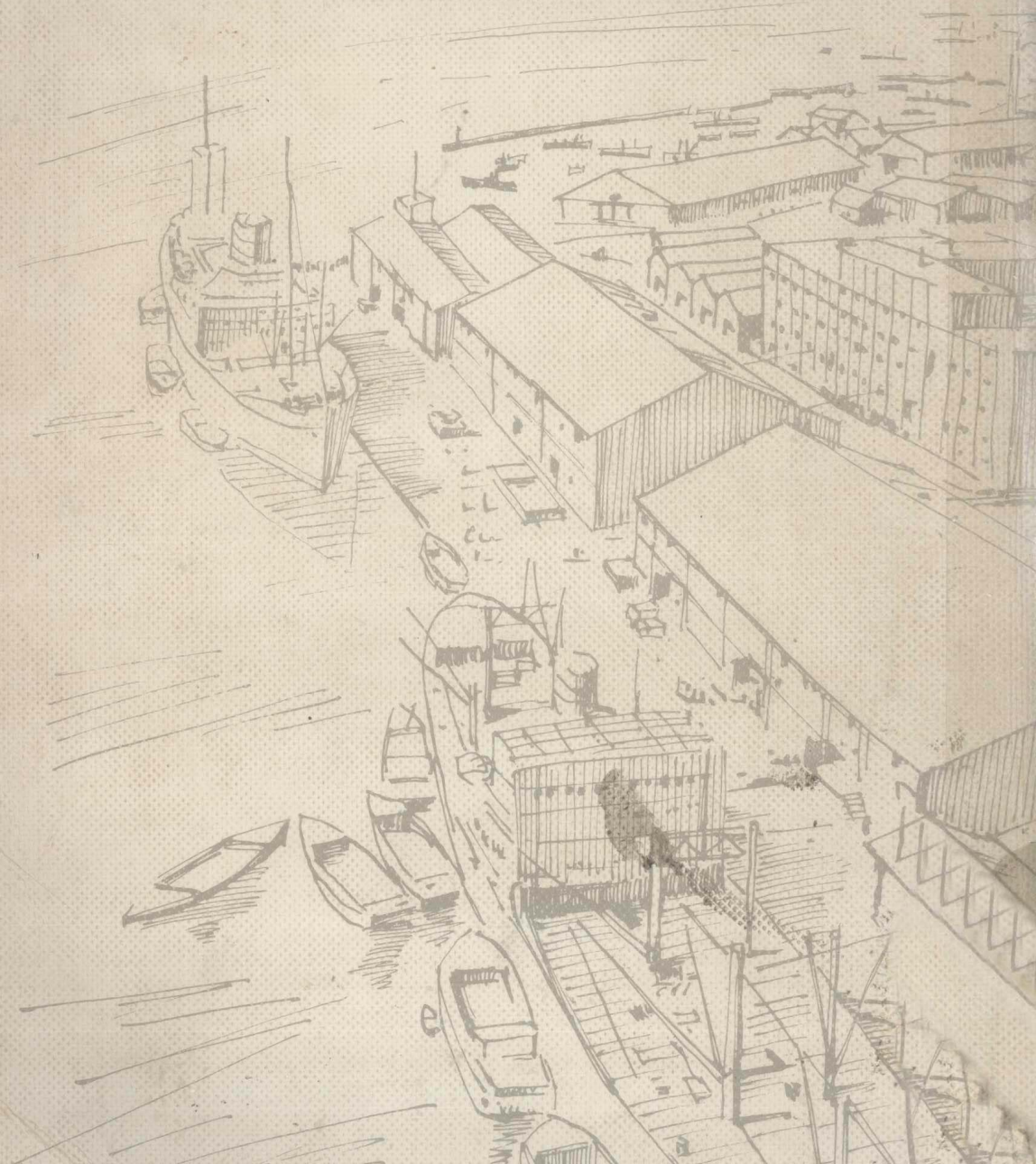


公害関係法令・解説集

—公害国会成立法律特集—



公害関係法令・解説集

—公害国会成立法律特集—

帝国地方行政学会

公害関係法令・解説集

昭和46年1月20日発行

定価 860円

送費 90円

編集 株式会社 帝国地方行政学会
発行

本社 東京都中央区銀座7-4-12
本社営業所 東京都新宿区西五軒町52
郵便162 電話 (268)2141(代)
振替口座 東京 10,000番
北海道支社 札幌市北二条西10-1
電話 (241)1971 (〒060)
東北支社 仙台市錦町1-6-31
電話 (22) 6552 (〒980)
関東支社 東京都新宿区東五軒町1
電話 (268)2141 (〒162)
東海支社 名古屋市中区丸の内2-6-19
電話 (231)0331 (〒460)
関西支社 大阪市北区鯉屋町6-1
電話 (312)7751 (〒530)
中国支社 広島市八丁堀2-6
電話 (21) 6705 (〒730)
四国支社 松山市二番町4-1-2
電話 (21) 7346 (〒790)
九州支社 福岡市西中洲六街区14号
電話 (75) 2865 (〒810)

推薦のことば

「公害国会」と名つけられた第六十四臨時国会は、公害関係の十四案件をすべて成立させ、さる十二月十八日に閉会しました。

この国会で成立した法律については、最近における公害問題の深刻化に伴い、関係者をはじめ一般市民からも極めて深い関心か寄せられているところてあります。

このたび、公害対策基本法の一部を改正する法律をはじめとする十四法律の内容につき、それぞれ各省庁の担当者による解説を収録した本書が刊行されることは、まことに時宜を得たものと考えます。

本書には、実務に携わるかたがたに便利のように、新旧対照条文表等も収録しており、公害関係者にはもちろんのこと、ひろく一般市民のかたがたにも利用され、公害対策の円滑な推進に役立つものと期待いたします。

昭和四十六年一月

厚生省環境衛生局公害部

庶務課長 藤 森 昭 一

目 次

一 公害対策基本法関係

△解説▽

○公害対策基本法の一部改正について……………一一

△新旧対照条文▽

○公害対策基本法の一部を改正する法律新旧対照条文表……………一七

△附帯決議▽

○環境保全宣言に関する件（衆議院産業公害特別委員会）……………二一

○公害防止に関する決議（参議院）……………二二

◎公害対策基本法（昭和四二年法律第一三二号）……………二三

二 人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律関係

△解説▽

○人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律について……………二九

◎人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律（昭和四五年法律第一四二号）……………三五

△附帯決議▽

○人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律案に対する附帯決議（衆議院法務委員会）……………三六

○人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律案に対する附帯決議（参議院法務委員会）……………三六

三 自然公園法関係

△解説▽

○自然公園法の一部改正について……………三七

△新旧対照条文▽

○自然公園法の一部を改正する法律新旧対照条文表……………四三

△附帯決議▽

○自然公園法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（衆議院社会労働委員会）……………四七

○自然公園法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（参議院社会労働委員会）……………四八

○自然公園法（昭和三十二年法律第一六一号）……………四九

四 公害防止事業費事業者負担法関係

△解説▽

○公害防止事業費事業者負担法について	六五
○公害防止事業費事業者負担法（昭和四五年法律第一三三号）	七一

五 大気汚染防止法関係

△解説▽

○大気汚染防止法の一部改正について	七七
-------------------	----

△新旧対照条文▽

○大気汚染防止法の一部を改正する法律新旧対照条文表	八三
---------------------------	----

△附帯決議▽

○大気汚染防止法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（衆議院産業公害特別委員会）	一〇六
○大気汚染防止法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（参議院公害対策特別委員会）	一〇六
○大気汚染防止法（昭和四三年法律第九七号）	一〇七

六 水質汚濁防止法關係

△解説△

○水質汚濁防止法について……………一二一

○水質汚濁防止法（昭和四五年法律第一三八号）……………一二七

△附帯決議△

○水質汚濁防止法案に対する附帯決議（衆議院商工委員会）……………一三五

○水質汚濁防止法案に対する附帯決議（参議院商工委員会）……………一三六

△参考△

○公共用水域の水質の保全に関する法律（昭和三三年法律第一八一号）……………一三七

○工場排水等の規制に関する法律（昭和三三年法律第一八二号）……………一四二

七 海洋汚染防止法關係

△解説△

○海洋汚染防止法について……………一四七

○海洋汚染防止法（昭和四五年法律第一三六号）……………一五三

△附帯決議△

○海洋汚染防止法案に対する附帯決議（参議院運輸委員会）……………一七〇

△参考▽

○船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律（昭和四十二年法律第二一七号）	一七一
---------------------------------------	-----

八 騒音規制法関係

△解説▽

○騒音規制法の一部改正について	一八三
-----------------	-----

△新旧対照条文▽

○騒音規制法の一部を改正する法律新旧対照条文表	一八九
-------------------------	-----

△附帯決議▽

○騒音規制法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（衆議院産業公害特別委員会）	一九六
---	-----

○騒音規制法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（参議院公害対策特別委員会）	一九六
---	-----

○騒音規制法（昭和四三年法律第九八号）	一九七
---------------------	-----

九 道路交通法関係

△解説▽

○道路交通法の一部改正について	二〇五
-----------------	-----

△新旧対照条文▽

○道路交通法の一部を改正する法律新旧対照条文表

二二三

△附帯決議▽

○道路交通法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（衆議院地方行政委員会）

二二七

○道路交通法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（参議院地方行政委員会）

二二八

○道路交通法（昭和三五年法律第一〇五号）抄

二一九

一〇 農用地の土壤の汚染防止等に関する法律関係

△解説▽

○農用地の土壤の汚染防止等に関する法律について

二二九

○農用地の土壤の汚染防止等に関する法律（昭和四五年法律第一三九号）

二三五

△附帯決議▽

○農用地の土壤の汚染防止等に関する法律案に対する附帯決議（衆議院農林水産委員会）

二四〇

○農用地の土壤の汚染防止等に関する法律案に対する附帯決議（参議院農林水産委員会）

二四一

一一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係

△解説△

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律について……………二四三

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第一三七号）……………二四七

△附帯決議△

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律案に対する附帯決議（衆議院社会労働委員会）……………二五五

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律案に対する附帯決議（参議院社会労働委員会）……………二五六

△参考△

○清掃法（昭和二九年法律第七二号）……………二五七

一二 下水道法関係

△解説△

○下水道法の一部改正について……………二六五

△新旧対照条文△

○下水道法の一部を改正する法律新旧対照条文表……………二七一

△附帯決議▽

○下水道法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（衆議院建設委員
会）……………二九五

○下水道法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（参議院建設委員
会）……………二九六

○下水道法（昭和三三年法律第七九号）……………二九七

二三 農薬取締法関係

△解説▽

○農薬取締法の一部改正について……………三一七

△新旧対照条文▽

○農薬取締法の一部を改正する法律新旧対照条文表……………三二三

△附帯決議▽

○農薬取締法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（衆議院農林水産
委員会）……………三四六

○農薬取締法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（参議院農林水産
委員会）……………三四七

○農薬取締法（昭和二三年法律第八二号）……………三四九

一四 毒物及び劇物取締法關係

△解説▽

○毒物及び劇物取締法の一部改正について……………三六五

△新旧対照条文▽

○毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律新旧対照条文表……………三七一

△附帯決議▽

○毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（衆議院
社会労働委員会）……………三七四

○毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（参議院
社会労働委員会）……………三七五

○毒物及び劇物取締法（昭和二五年法律第三〇三号）……………三七七

◆参照条文◆

○地方自治法（昭和二二年法律第六七号）抄……………三九五

○保健所法（昭和二二年法律第一〇一号）抄……………三九九

○公害防止事業団法（昭和四〇年法律第九五号）……………四〇〇

○中小企業近代化資金等助成法（昭和三十一年法律第一一五号）抄	四〇七
○刑法（明治四〇年法律第四五号）抄	四〇七
○刑事訴訟法（昭和二十三年法律第一三一号）抄	四〇八
○裁判所法（昭和二十二年法律第五九号）抄	四〇八
○港湾法（昭和二十五年法律第二一八号）抄	四〇九
○河川法（昭和三十三年法律第一六七号）抄	四一〇
○鉱山保安法（昭和二十四年法律第七〇号）抄	四一二
○電気事業法（昭和三十三年法律第一七〇号）抄	四一四
○ガス事業法（昭和二十九年法律第五一号）抄	四一八
○道路運送車両法（昭和二十六年法律第一八五号）抄	四二一
○清掃施設整備緊急措置法（昭和四三年法律第五八号）抄	四二三
○下水道整備緊急措置法（昭和四二年法律第四一号）抄	四二三
○共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三八年法律第八一号）抄	四二三
○土地收用法（昭和二十六年法律第二一九号）抄	四二四
○建築基準法（昭和二十五年法律第二〇一号）抄	四二五
○へい獣処理場等に関する法律（昭和二十三年法律第一四〇号）抄	四二七

一 公害対策基本法関係

〔解説〕

○公害対策基本法の一部改正について

一 改正の背景

戦後すでに二十有余年を経過したが、その間わが国経済は、目ざましい発展を遂げ、これに伴い、国民所得の増大、産業構造の高度化等望ましい現象をもたらした半面、短期間におけるきわめて早い経済の発展と人口の著しい都市集中を背景として、大気の汚染、水質の汚濁、騒音等による公害の発生が各地にみられ、人の健康や生活環境に対する脅威となつて、重大かつ深刻な社会問題を惹き起こしてきた。

公害対策基本法は、このような社会情勢を背景として四十二年八月に制定され、以来三年を経過したが、その間、国としては、公害対策基本法の定めるところに従い、大気汚染防止法、騒音規制法の制定等により公害発生源の排出等の規制を強化するとともに、公害紛争処理法、公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法の制定等紛争処理および被害救済のための法制の整備はもとより、内閣に公害対策本部を設置するなど政府の公害防止に関する体制を強化し、さらに公害防止施設の整備を促進するための金融上、税制上の措置の拡充強化に努めてきたのである。

しかしながら、近年に至つて、公害現象は、ますます複雑の度を加え、光化学スモッグ、自動車排気ガスによる鉛公害、カドミウム汚染、産業廃棄物による公害等新しい公害が問題となるに至つた。

このような状況にかんがみ、政府の公害に取り組む姿勢を明確にするため、公害対策基本法の目的を全面的に改正するとともに、土壌の汚染、産業廃棄物の適正な処理等新たに問題となるに至つたものを取りあげて、同法のうえに位置づけ、公害関係諸法制の全面的な改正を図るため、公害対策基本法の所要の改正を行なうこととしたものである。

二 法律の内容

「目的の改正」

公害対策基本法第一条においては、その第一項において「この法律は、……もつて国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。」と規定するとともに、第二項において「前項に規定する生活環境の保全については、経済の健全な発展との調和が図られるようにするものとする。」と規定し、「国民の健康の保護」に関しては絶対的なものとして取扱う一方、「生活環境の保全については、経済の健全な発展との調和が図られるようにすることとしていた。しかしながら、その後、この規定がともすれば経済優先と誤解されがちであることにかんがみ、目的規定について全面的な検討を行ない、第二項の「経済の健全な発展との調和」規定の削除問題を含め、政府の公害対策に取り組む積極的姿勢を示すため、目的の全体を改めたものである。すなわち、公害対策基本法の改正においては、「福祉なくして成長なし」の理念を明らかにするため、従来ともすれば誤解されがちであつた経済との調和規定を削除するとともに、「国民が健康で文化的な生活を確保するうえにおいて公害の防止がきわめて重要である」旨を目的の中で明確にし、公害対策については、単なる「公害のあと追ひ」とどまることなく、積極的に国民の健康を保護し、生活環境を保全する観点から、前向きな姿勢でこの問題に取り組む、「真に人間らしい生活」の確保——すなわち「健康で文化的な生活」を確保するため、公害の防止に全力をあげるべき旨を明確にしたものである。

「土壌の汚染」を「公害の定義」に追加